

国土交通省独立行政法人評価委員会
第15回 自動車事故対策機構分科会

(小守谷被害者保護企画調整官) 定刻でございますので、ただ今から、第15回 国土交通省独立行政法人評価委員会 自動車事故対策機構分科会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様におかれましては、お暑い中足をお運びいただきまして、誠にありがとうございます。私、国土交通省自動車局保障制度参事官室の小守谷でございます。しばらく進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の出席者のご紹介をさせていただきます。最初に、委員・臨時委員の皆様を紹介させていただきます。堀田分科会長でいらっしゃいます。

(堀田分科会長) おはようございます。よろしくお願いいたします。

(小守谷被害者保護企画調整官) 友永委員でいらっしゃいます。

(友永委員) 友永です。よろしくお願いいたします。

(小守谷被害者保護企画調整官) 分科会長代理になっておられます。続いて、福井委員でいらっしゃいます。ちょっと遅れているようでございます。有賀臨時委員でいらっしゃいます。

(有賀臨時委員) よろしく申し上げます。

(小守谷被害者保護企画調整官) 春日臨時委員でいらっしゃいます。

(春日臨時委員) よろしく申し上げます。

(小守谷被害者保護企画調整官) 園臨時委員でいらっしゃいます。

(園臨時委員) よろしく申し上げます。

(小守谷被害者保護企画調整官) 林臨時委員でいらっしゃいます。

(林臨時委員) よろしく申し上げます。

(小守谷被害者保護企画調整官) 今のところ、当分科会6名のご出席をいただきましたので、議事を行うための定足数を満たしております。念のため、ご報告いたします。

続きまして、国土交通省からの出席者をご紹介します。保障制度担当参事官の吉田でございます。

(吉田保障制度担当参事官) 吉田でございます。よろしくお願いいたします。

(小守谷被害者保護企画調整官) 保障制度参事官室総括課長補佐の崎山でございます。

(崎山総括課長補佐) 崎山です。よろしくお願いいたします。

(小守谷被害者保護企画調整官) 政策評価官の山田でございます。

(山田政策評価官) 山田です。よろしくお願いいたします。

(小守谷被害者保護企画調整官) 次に、自動車事故対策機構、NASVAからの出席者をご紹介します。鈴木理事長でございます。

(鈴木理事長) 鈴木です。よろしくお願いいたします。

(小守谷被害者保護企画調整官) 内田理事でございます。

(内田理事) 内田です。よろしくお願いいたします。

(小守谷被害者保護企画調整官) 小島理事でございます。

(小島理事) 小島でございます。よろしくお願いいたします。

(小守谷被害者保護企画調整官) 堀金理事でございます。

(堀金理事) 堀金です。よろしくお願いいたします。

(小守谷被害者保護企画調整官) 森脇監事でございます。

(森脇理事) 森脇でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(小守谷被害者保護企画調整官) 内田監事でございます。

(内田監事) 内田です。よろしくお願いいたします。

(小守谷被害者保護企画調整官) 中村経理部長でございます。

(中村経理部長) 中村です。よろしくお願いいたします。

(小守谷被害者保護企画調整官) それでは、本分科会の開催に当たりまして、国土交通省自動車局保障制度担当参事官の吉田より一言ご挨拶を申し上げます。

(吉田保障制度担当参事官) 国土交通省の吉田でございます。本日は大変お暑い中、皆様にはご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、日頃より、国土交通行政あるいは自動車行政に対しましてご理解、ご支援を賜っておりますことを重ねて御礼申し上げたいと思います。

ご承知のとおり、NASVAは24年度から28年度までの第三期中期目標期間中であり、今回はこの期間の2年目でございます。平成25年度の業務実績について評価をさせていただくということでございます。よろしくお願いいたします。

NASVAにつきましては、特に独立行政法人全体でございますが、昨年、政府及び与党において独立行政法人改革ということで大きな議論が行われたところでございます。この結果といたしまして、NASVAにつきましては、一旦、他法人に移管するとされておりました自動車アセスメント業務につきまして、やはり引き続きNASVAで実施すべきだという結論になったと、大きな方向転換がございました。また、この独立行政法人改革の議論の中で、NASVAの行っている業務全体につきまして、非常にこれは重要である、充実させていくべきであるというご指摘もいただいたところでございます。

本日はこの第三期中期目標・中期計画の取組状況につきまして精力的にご議論いただきたいと思っております。また、それ以外の議題も大変多くございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(小守谷被害者保護企画調整官) 福井委員が到着されました。

続きまして、NASVA鈴木理事長よりご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(鈴木理事長) 皆様、改めましておはようございます。NASVA理事長の鈴木でございます。平素は私どもNASVAの業務運営に関しまして、格別のご高配を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

本日はNASVAの平成25年度業務実績についてご説明の機会をいただき、誠にありがとう

ございます。昨年12月に政府の基本方針が改めて閣議決定されたところでございます。私どもといたしましては、閣議決定の趣旨を踏まえ、安全指導業務への民間参入の促進、自動車アセスメント業務の充実、また与党提言で示された被害者援護業務の充実につきまして、これまで以上に強化を図っていく所存でございます。

安全指導業務の民間参入の促進につきましては、新たに実施機関になろうとする民間団体等に対する認定取得支援を積極的に行ってまいりました。その結果、昨年度の新規参入は、指導講習で20者と、一昨年度の7者を大きく上回り、また、一昨年度は参入がなかった適性診断では、昨年度23者と、大幅に増加したところでございます。今後とも、昨年度末に国土交通省が作成した民間参入促進のための工程表に沿って、民間参入の一層の促進に向けた着実な取組を図ることとしております。

また、被害者援護業務につきましては、介護料受給資格者約4,600人の約半数への訪問支援を実施するなど、NASVAならではの精神的な面での支援の充実強化に努めているほか、この秋から新たに、毎週木曜日を被害者援護促進の日と定め、被害者援護業務の実施体制を一層強化していくこととしております。

閣議決定により引き続きNASVAで実施することとされた、自動車アセスメント業務につきましては、自動車事故を未然に防止する予防安全装置について、今年度から新たに予防安全性アセスメントに関する取組を開始したところでございます。これまで以上の充実をさらに図っていくことにしております。

第三期中期計画も、早2か年度が経過いたしました。この分科会をはじめとする多くの場において、皆様からいただきましたご意見を踏まえつつ、これまで業務を進めてきたところでございます。私どもといたしましては、本日ご審議いただきます平成25年度業務実績の評価を踏まえ、引き続き業務運営の向上を図ってまいります。何とぞよろしくご意見申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(小守谷被害者保護企画調整官) ありがとうございます。以降の議事進行につきましては、堀田分科会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

なお、冒頭のカメラ撮り等につきましては、ここまでとさせていただきます。以降の撮影・録画・録音はご遠慮いただきますようお願いいたします。

また、発言される方は、マイクの機械のところに、真ん中に大きなボタンがございますので、そちらを押してお使いください。

では、お願いいたします。

(堀田分科会長) 次第にしたがいまして、議事を進行させていただきます。

まず、本日配布されております資料につきまして事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

(小守谷被害者保護企画調整官) お手元の資料につきまして、簡単に確認をさせていただきます。最初に議事次第がございまして、次に出席者名簿、配席図、資料のリストがございまして、以下が資料になります。資料1につきましては別途冊子になっております。「平成25年度財務諸表」でございます。資料2から資料5の「不要財産に係る国庫納付について」に係る資料一式、

「平成25年度監事監査報告書」、「第三期中期目標・中期計画の変更について」に係る資料一式、「業務方法書の変更について」に係る資料一式、「業務方法書の変更について」に係る資料一式は議事次第以下に一括して綴じております。資料6-1から6-3までは、また別途冊子になっております「平成25年度業務実績報告書」、自動車アセスメントとチャイルドシートアセスメントのパンフレットでございます。資料6-4から資料8の「業務実績において特に強調したい事項」、平成25年度業務実績評価調書に係る資料、役員退職金に係る業績勘案率に係る資料は、再び議事次第以下の資料に一括して綴じております。参考資料としまして1から12までございまして、こちらの方も別途一括して綴じております。不足のある方がいらっしゃいましたら、後ほどでも結構ですので、お申し出ください。

なお、資料7につきましては会議の公開との関係でNASVAや傍聴の皆様にはございません。以上です。

(堀田分科会長) それでは、本日の会議の公開方法につきまして事務局からご説明を得、最初に了解を取っておきたいと思っております。事務局よりお願いいたします。

(小守谷被害者保護企画調整官) まず、本会議の公会議につきましては、評価委員会運営規則等によりまして、本日の議題の2.(1)から(5)及び(7)の平成25年度財務諸表、不用財産に係る国庫納付、監事監査の結果、第三期中期目標・中期計画の変更、業務方法書の変更、業績勘案率(案)の決定につきましては、会議を公開といたしまして、(6)の平成25年度業務実績評価の審議の過程につきましては、非公開とさせていただきたいと思っておりますが、後日、国土交通省独立行政法人評価委員会の家田委員長に報告、同意をいただいた後に、最終的に確定をしまして公表することとなっております。

議事の内容につきましては、議事要旨及び議事録を作成して公表することとなっております。ただし、(6)の業務実績評価につきましては、議事要旨には主な意見を記載し、議事録については発言者の氏名は伏せた形で公表することとなります。また、(6)の業務実績評価及び(7)の業績勘案率の審議の際には、NASVAの方々には一旦退出していただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

(堀田分科会長) 以上の点、よろしいでしょうか。

それでは、そのような取扱いとさせていただきます。

それでは、早速、議事次第に従いまして、議題2の(1)「平成25年度財務諸表について」になります。これにつきましては、独立行政法人の財務諸表について主務大臣が承認するに当たり、当委員会の意見を聴くということになっております。まず最初に、平成25年度財務諸表の説明をNASVAよりお聞きしたいと思います。お願いします。

(堀金理事) それでは、お手元にあります冊子、資料1をご覧くださいと思います。

まず、1、2ページ目の貸借対照表についてご説明を申し上げます。左が1ページ目、資産の部でございます。流動資産が122億円、固定資産が104億円、資産合計は右下にありますように227億円となります。なお、この後、数字を目で追っていただきやすいように、数字については四捨五入ではなくて全部切り捨てでのご説明させていただきたいと思っておりますので、ご了承い

ただきたいと存じます。

このうち、流動資産の主なものでございますが、貸付金が95億円、貸倒引当金控除後は72億円でございます。また、有価証券23億円は1年以内に満期が到来する国債7億円及び譲渡性預金16億円で、貸付業務勘定における当面の余裕金を効率的に運用するため取得したものでございます。

次に固定資産でございます。「1 有形固定資産」のうち主なものは建物が42億円、土地が35億円ございまして、建物は私どもが全国4か所で運営している療護センターの施設等ございまして、土地はその敷地となっております。また、一番下、「3 その他」の資産の主なものは破産債権等ございまして、約3億円ございます。これは実質的に破綻に陥っている債務者に対する貸付債権等ございまして、貸倒引当金を引当率100%で計上いたしております。

続いて、2ページ上段の負債の部をご覧いただきたいと存じます。流動負債が32億円、固定負債が97億円、ちょうど真ん中ほどにその総計が記されておりますが、負債の合計は130億円となっております。

このうち流動負債の主なものは、1年以内返済予定長期借入金でございまして12億円。これは、交通遺児等貸付資金に充てた政府からの借入金のうち1年以内に償還期限を迎えるものを計上しております。また、運営費交付金の債務12億円は自己収入の増加及び経費の削減等に伴う運営費交付金の未使用額でございまして、平成24年度と昨年度の2年分を計上したものでございます。

次に固定負債の主なものでございます。長期借入金85億円ございまして、これは政府からの借入金のうち償還期限が1年以上のものを計上しております。

次に、貸借対照表の2ページ下の方、純資産の部でございます。資本金131億円は変わりがございます。これに、資本剰余金、利益剰余金を加えた純資産合計額は、下段の方に示しております96億円でございます。さらに、これを中段の負債合計と合わせました負債純資産合計は、一番右下にございます227億円となっております。なお、「Ⅲ 利益剰余金」のところ当期未処理損失として423万4,000円を計上しておりますが、これにつきましては、次の損益計算書によりご説明いたします。

それでは、次の3ページ、損益計算書をご覧ください。当期は、経常費用の合計が、中ほどにございます118億円であるのに対しまして、経常収益の合計欄は、下段の方に示しておりますが、118億円ございまして、差額の経常利益として800万円を得ております。これに臨時損失、臨時利益等を加味して計算した結果、当期の総損失は、右の一番下にございますように、423万4,000円となっております。これが先ほど触れました当期未処理損失でございます。

当期の総損失は、貸付業務勘定における貸付金の延滞金等の収益に対して貸倒引当金の繰入れによる費用が上回ったことが主な要因でございまして、5ページに損失の処理に関する書類を提示しております。5ページをご覧いただきたいと存じます。これまでの積立金を減額し、この損失については整理を行うことといたしております。これは法律に基づいたものでございます。

続いて、4ページに戻っていただきまして、キャッシュ・フロー計算書をご覧ください。これ

は、当機構の年間の活動状況を資金の流れからとらえたものでございます。

続いて6ページでございます。行政サービス実施コスト計算書をご覧ください。これは当機構の業務運営に関し、国民の負担に帰せられるコストを示したものでございます。

業務費用の損益計算書上の費用118億円から、適性診断手数料収入等の収入24億円を控除した業務費用合計、中ほどの94億円の、Ⅱ以下の費用等を加味しまして、当期の行政サービス実施コストは、一番右下にございます100億円余りとなっております。これは、引当外退職給付増加見積額の減少等によりまして、前年度と比較しまして1億6,700万円の減少となっております。

次に7ページ以下でございますが、7ページから14ページの注記事項でございますが、これは重要な会計方針等について記しております。

大変走り走りの説明になりますが、15ページ以下をご覧くださいますと、附属明細書をここに付してございます。固定資産の取得額の明細等についてはここに詳しくお示しております。

以上が財務諸表の概要でございます。

次に26ページをご覧ください。以降は財務諸表の添付書類でございますが、事業報告につきましては、後ほど業務実績報告書によりもう少し詳しく説明をさせていただきます。

次に46ページ、決算報告書でございます。これは国の決算と同様に、具体的には48ページでございますが、予算の区分に従った収入及び支出を記載したものでございます。

最後に50ページ、54ページをご覧くださいたいと存じます。50ページ、監事の意見には監事意見書の写しを付けてございます。また、54ページ、会計監査人の意見では、独立監査人の監査報告書の写しをそれぞれ添付しておりまして、いずれにおきましても、財務諸表等は法令に適合し、適正に表示しているという旨のご意見をいただいております。

簡単ではございますが、以上でございます。

(堀田分科会長) それでは、ただ今のご説明につきまして、ご質問がございましたら、お出しいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

1つだけすみません。先ほどのご説明の中で、破産債権が昨年より増えたというような内容のご説明があったような気がしたんですけども、これはまた後で説明をいただけるのでしょうか。1ページの破産債権等というところで昨年より増えたとおっしゃった。

(堀金理事) 破産債権等が増えたというご説明をさせていただいたわけではなくて、当期損失が発生した理由として引当金を少し積み増したことをご説明させていただきました。

(堀田分科会長) 承知しました。

ほか、いかがでしょうか。

それでは、質問がないようですので、ただ今の財務諸表のご説明につきましては、国土交通大臣に対する意見はないということでもよろしいでしょうか。

それでは、この件につきましてはとりたてて意見なしということで、委員長にご報告させていただきます。

続きまして、議題(2)の「不要財産に係る国庫納付について」に移らせていただきます。

不要財産に係る国庫納付につきましても、主務大臣が認可するに当たり、当委員会の意見を聴くこととされております。引き続きNASVAからご説明をお願いいたします。

(堀金理事) それでは、不要財産に係る国庫納付についてご説明いたします。資料2、この議事次第に付いております資料の6ページ以降をご覧いただきたいと存じます。基本的には6ページに従って説明をさせていただきます。

まず、1のところに不要財産の国庫納付に関する規定を記してございますが、この制度につきましては独立行政法人の通則法及び閣議決定で手続等について規定がございます。1に記してございますが、平成22年の通則法の改正によりまして、保有する重要な財産で将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合は、遅滞なく国庫に納付するものとされております。また、平成22年12月の閣議決定におきまして、保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う、とされております。

今回、国庫納付を検討しておる財産につきましては、2に示しておりますが、これは、宿舎の借上げに際して必要となる敷金が、宿舎の借り換えや解約等によって返戻されたものでございます。平成25年4月から平成26年3月までの期間に返戻された236万円につきまして、現在資本剰余金として当機構に留保しておりますが、これを今年度国庫納付したいと考えているものでございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

(堀田分科会長) ただ今のご説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

それでは、ただ今の不要財産に係る国庫納付に関しましては、国土交通大臣に対する意見はないということよろしいでしょうか。

それでは、続きまして、議題(3)に移ります。NASVAの監事の方から監事監査の結果につきましてのご報告をお願いしたいと思います。

(森脇監事) 監事の森脇でございます。平成25年度の監事監査の結果について報告させていただきます。使います資料は、今のホチキス留めの資料の束の資料3、ページでいきますと13ページ。それから、先ほどの1点目のテーマで確認いただきました財務諸表の52ページにも意見書を付けております。

まず、資料3の監事監査報告書をご覧いただきたいと思っております。1ページ目には監査の目的、範囲、方法について記載しております。次のページ以降に監査の結果という構成となっております。

まず、監査の目的でございますけれども、独立行政法人通則法の第19条及びNASVAの監事監査要綱第2条に従って、業務の適正かつ効率的な運営を確保することを目指して実施しております。

実施監査につきましては、本部は毎年実施、主管支所は2年に1回、支所は3年に1回のサイクルとしております。監事報告書の最後のページ、16ページに、平成25年度の監事監査の実施状況をまとめております。主管支所が5か所、支所が14か所、及び本部、合計20か所、30日間で監査をしております。また、実地監査で把握したこと、気になったこと、これらは月2

回の理事会において意見表明を行うとともに、理事長や担当理事とも定期的に開催している意見交換会等の場を通じて報告をしております。

まず、会計監査の方法でございます。資料1、財務諸表52ページの監事の意見書に記載のとおりでございます。財務諸表は、会計基準に準拠し、各状況を適正に示しており、また利益処分に関する書類は適法であり、事業報告書、決算報告書は各状況を正しく示していることを確認いたしました。なお、会計監査は理事会等の重要な会議への参加、また経理部と関係各部からの説明や記録の確認のほか、あずさ監査法人の会計監査結果も報告を受け、参考としております。

次に業務監査の報告でございます。資料3の14ページ、3. 監査の結果の(2)業務の監査をご覧くださいと思います。結論といたしましては、各業務は中期計画、年度計画に基づき実施されており、また、理事長等の職務執行に関する不正な行為や法令違反等の重大な事実は認められません。

業務監査を実施する上で特に留意した点を、(3)主な監査項目に記載しております。

まず、①中期計画及び年度計画につきましては、概ね計画を達成しているものと判断しております。安全指導業務における民間参入促進や被害者援護業務の重点化・深度化につきましては、実地監査等におきましてもトレースしてまいりましたが、一定の進展が図られております。平成26年度は、安全指導業務の民間参入ロードマップが示され、また、「被害者援護促進の日」も本番実施される予定であり業務の有効性・効率性を考慮しつつさらなる進展を期待しております。

②の契約の透明性・公平性につきましては、1,000万円以上の契約につきましては、回付を受け点検しております。また、契約監視委員会での意見を踏まえた対応を行っているものと確認しております。

③組織運営の効率化につきましては、「組織合理化検討委員会」を立ち上げ、合理化計画案を策定いたしました。平成26年度から具体的に要員再配置が実施されることとなりますが、業務品質のレベルを落とすことなく、成果に結び付けていくことを期待しております。

最後に、④内部統制の体制強化でございます。業務の有効性・効率性や法令順守におきまして、特段の事項は認められないことに加え、理事長が「NASVA WAY 2013」を策定し、組織全体に浸透させていった結果、職員それぞれがNASVAが向かっていく方向を理解し、行動指針を踏まえた活動に取り組みつつあり、ガバナンスや内部統制の強化は前進されつつあると判断しております。

ただし、改正独法通則法を踏まえまして、内部統制システムについてさらに強化すべき点、整理すべき点を検討し、法施行の平成27年度には一層強固で全体最適な内部統制システムに進化させていただくよう、期待しております。

以上が監事監査の報告でございます。

(堀田分科会長) どうもありがとうございました。ただ今のご報告につきまして、何かご質問がございましたら、お願いいたします。

(福井委員) ただ今ご説明いただいた、15ページの内部統制の体制強化のところですけども。ここに「なお、今後の課題については」ということで3点書かれていることは、昨年や一昨

年と比べて新しい項目が入っているのかとか、同じことがまだ含まれているのかとか、その辺りの比較でお願いしたいんですけども。

(森脇監事) 1点目の「内部統制システムの構築強化」というのは今回新たに加えております。これは、先ほど申しましたように、この6月の改正独法通則法成立を踏まえた対応を本年度に計画し実行されるよう期待する、ということです。

2点目、3点目は、昨年度も記載されております。現状において大きな課題があるという認識ではなくて、このコンプライアンス委員会を定期開催して役員及び職員の認識をさらに高めていくということと、「内部監査態勢の一層の強化」は1つ目の「内部統制システムの構築強化」とも関連しますが、現在、個々に実施している会計部門や個人情報等の点検を、全体を網羅したような内部統制システムへもう1段高める必要あると考えております。昨年度も指摘はされており、その中で前進しているところもございますけれども、やはり通則法の改正を踏まえすと、まだ1段高める必要があるという認識をしているということでございます。

(福井委員) さらに、ということですね。

(森脇監事) はい。

(福井委員) 分かりました。

(堀田分科会長) ほか、いかがでしょうか。

(有賀臨時委員) 付録的な質問かもしれませんが、この「NASVA WAY 2013」という行動指針についてのくだけがあるんですが、今日の資料の中にありますか。

(内田理事) 内部資料でございますが、今日の資料には付けてございません。

(有賀臨時委員) 一般的な会社や、病院もそうですが、簡潔な言葉で書いてあるものが多いんですけども、どんなものなんですか。

(鈴木理事長) 一番最後にパンフレットがございまして、その1ページと2ページの下に抜粋が書いてございます。「我々の使命」というのが書いてございますね。それと、その下に行動指針7つと、これが「NASVA WAY」の骨子でございます。

(有賀臨時委員) ここには「NASVA WAY」とは書いてないんだ。

(鈴木理事長) はい。それはまた別紙で。

(内田理事) 冊子で「NASVA WAY」というのがあるんですけども、その中の指針としてまとめたものがこちらです。

(有賀臨時委員) そうすると、「NASVA WAY」というものの一部がここにあるということ。

(内田理事) そうです。エッセンスをまとめたものというか。

(有賀臨時委員) NASVAに奉職する方たちが分かるようなものが配られているんでしょう。

(内田理事) はい。

(有賀臨時委員) ですから、僕が見てもきっと分かりますよね。

(内田理事) はい、分かりやすく作っております。

(有賀臨時委員) それというのは、冊子になっているわけですか。

(鈴木理事長) はい、冊子にしております。

(有賀臨時委員) ポケットに入れるような冊子。

(内田理事) 冊子があって、さらに役職員には、ポケットに入るようなものを。

(有賀臨時委員) そういうのがあるのかなと思いつつ、今、質問して。ありがとうございます。

(堀田分科会長) 表に全文を公開するのは問題があるんですか。

(内田理事) 必ずしも問題があるというわけではないんですけども、一応、内部資料として扱っていただいて、我々の考え方を表しているということになっております。そのエッセンスがここに書かれているとおりでございます。

(有賀臨時委員) 例えば昭和大学のホームページに当たると、昭和大学の理念とかが最初にぱっと出てくるんですね。そんなふうにはなっていないんですか。冊子というと、こうやって読むような感じがしますよね。でも、今のカードは裏と表があって、ぱっと見れますよね。そういうふうなものが職員に示されるのであれば、僕たちもそれに当たることのできるんですね。ホームページから。

(内田理事) 冊子というか、そんな分厚いものではないんです。10ページほどのものですが、それについてはホームページでは公開しておりません。しかしながら、そのエッセンスについては、先ほどから申し上げておりますように、こちらに書かれているようなものとなっております。

(有賀臨時委員) ちょっとしつこいですが、なぜ一般の人が見られるようにしていないんですか。

(鈴木理事長) 一般の人も見られるようになっています。各支所とか会議室とかには、ボードにして掲示してございますので。どなたでも見られるようになってます。

(有賀臨時委員) だから、ホームページでも見られるということではないんですか。

(内田理事) ホームページにも・・・。

(有賀臨時委員) 学校の法人の理事や病院長をやってますと、しつこく言いますが、そういうことをやりますと一般の市民に知らせるといことは、逆にやらなくちゃいけないというふうな、そういう意味での逆フィードバックがあるはずなんです。ですから、例えばNASVAの中で内部の広報というのがあると思いますけれども、その広報も内々で見ながら、結局、自分たちはこんなことをやりますよということを内々の人に知らせ、それで、内々の人からこんなことをやるといことをもっとこうやったらいいんじゃないのと、そういうふうな、いろんな意味でのフィードバックがあるわけですね。

ですから、せっかく今の報告の中に「NASVA WAY 2013」というのがあるので、それをどんなふうに使っているのかなと思ったので、お聞きしたんですよ。だから、私の意見からすると、それは一般の国民が容易に当たることができるような、そういうふうな仕組みがあった方がいいんじゃないですかというようなことでご質問しました。

付録のような本質のような、分かりませんが、今言った監査の方たちがそういうふうな

観点で指摘をしているのであれば、私が今お話ししたようなことも、是非議論の俎上に載せていただくありがたいなと思った次第であります。

(鈴木理事長) ありがとうございます。

(堀田分科会長) それに関しましては、善処していただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

もしないようでしたら、ただ今の監事監査の結果についてはご了解をいただいたということにしたいと思います。

それでは、次に移ります。議題2の(4)の「第三期中期目標・中期計画の変更について」でございます。主務大臣が中期目標を変更するとき及び中期計画の変更を主務大臣が認可するときには当委員会の意見を聴くということにされておりますので、まずは、国土交通省からご説明を伺いたいと思います。

(崎山総括課長補佐) 国土交通省から、第三期中期目標と中期計画の変更についてご説明させていただきます。

法令の規定に基づきまして、国土交通省及びNASVAにおきましては、5年周期で中期目標と中期計画を策定しております。現在、第三期に当たっております、平成24年から28年の期間で策定しております。

資料の17ページをご覧ください。24年から始まっております中期計画に関しまして、今回のように特殊な事情で変更の必要が出てきた場合は、所要の手続によりまして変更させていただくことがございます。

今回の変更点は赤字で記載しているところでございます。今回変更を行うことといたしました理由としては、先ほどから話に出てきているところですが、NASVAの方で行っております自動車アセスメント業務の実施主体の変更というか、引き続き継続と申しますか、それに基づく変更でございます。

自動車アセスメント業務に関しましては、後ほどNASVAから詳細に説明させていただきますが、簡単に申しますと、世の中に流通している市販の自動車に対して、衝突実験とか様々な実験を行いまして、安全性能というのを評価します。その結果を、本日お配りさせていただいております資料6-2や3の方にこういったパンフレットがありますが、もちろんホームページ等でも公開しておりますが、市販車両の安全性を一般に公開しまして、それを見ていただいたユーザーの方にできるだけ安全性能の高い自動車を買っていただくという施策でございます。

この施策に関しましては、3年ほど前に策定されております閣議決定におきまして、NASVAの方から他の独立行政法人の方に業務を移管するという話になっていたんですが、昨年末にまた開催されました行政改革の場でもう一度検討されまして、その際に自動車アセスメント業務のクオリティとか、そもそもの施策の趣旨等を踏まえまして、NASVAの方で引き続き自動車事故対策の一環として実施することが適切である、という見解が政府の方から出されております。

その関係で、今回の中期目標・計画を策定した当初は27年度を最後に他の機関に移すという記載があったんですけども、今回の赤字の部分において、今回の変更で引き続き行いますとい

うふうに記載が変わっているところがございます。

それに伴いまして、5年周期で予算も作っておりますが、今回は20ページをご覧ください。5年周期で予算も立てておりますが、今回の変更で予算額が増えております。これはなぜかと申しますと、本来行うはずがなかった28年度におきましても、自動車アセスメント業務を引き続き行いますので、その分の予算が増えているというものでございます。

以上です。

(堀田分科会長) ありがとうございます。何かご質問はございますでしょうか。

では、1つだけ。今のアセスメント業務を元に戻したという感じでしたけど、そのわりにはあまり大きな数字上の変化がないようなんですけれども。逆に言うと、この程度の修正で済んでいるということなんですか。

(崎山総括課長補佐) アセスメントには2種類ございます。まず、国が予算を付けて市販の車の中で車種を選定してやるアセスメントと、先ほどの話にもありましたが、最近増えつつある、もしもユーザーがアセスメントの結果を見て買ってくれるのであれば、そのアセスメントで高い評価を得ることというのは、メーカーにとっても非常にメリットのあることであるという考えが徐々に普及してきておりますので、メーカーの方から自主的に車両を出していただいて、検査するというものがございます。それに関しましては、車両とかを全部メーカーから提供してもらえますので、国の予算には出てきません。ですから、予算額が増えた以上のことをNASVAにおいては実施しているというのが現状でございます。

(堀田分科会長) ご質問、いかがでしょうか。

ご質問はないようですので、ただ今の中期目標・中期計画の変更につきましては、国土交通大臣に対する意見はないということにさせていただきたいと思えます。併せて、家田委員長にもその旨を報告したいと思えます。

今後の手続についてのご説明を事務局よりお願いいたします。

(小守谷被害者保護企画調整官) 今後、財務当局と協議を行いまして、協議が整い次第、まず主務大臣が中期目標を変更、そして公表し、その後、法人の中期計画の変更を認可した後、法人は遅滞なく中期計画を公表することになります。なお、中期計画の変更認可前に形式上書面による持ち回り意見聴取を行うこととなりますので、委員の皆様方につきましては、よろしく願いいたします。

それと、議題(2)の不要財産に係る国庫納付の手続の方も併せて伝えさせていただきます。こちらの方も財務当局と討議を行いまして、協議が整い次第、認可することとなります。これを受けて、法人は国土交通大臣の指定する期日までに国庫納付をすることとなっております。

(堀田分科会長) 続きまして、議題2(5)「業務方法書の変更について」でございます。業務方法書につきまして、その変更について主務大臣から認可するときも当委員会の意見を聴くということにされております。

それでは、NASVAからご説明をいただきたいと思えます。

(内田理事) それでは、21ページ、資料5に基づきご説明申し上げます。

今回の業務方法書の変更は、下の二重四角、主な改正箇所の①、これが実質的な改正でございます。私どもの行っております交通遺児等への貸付につきましては、昨年度、国交省、NASVA等におきまして、効果的かつ効率的な支援のあり方につきまして検討したところでございます。今回の改正はこの結果を踏まえたものでございます。

まず1点目が貸付額でございます。貸付額は現在月額2万円という固定した額でございますけれども、2万円以内でも借りたいというような需要があるということが昨年度の検討で分かっておりますので、この月額2万円という貸付額を月額2万円以内ということで、貸付を受ける方の選択制を認めるというものが1点目でございます。

そしてまた、この交通遺児等の貸付の関係では、回収期間につきましても改正をいたします。回収期間は、現在、貸付期間が終わってから一定の猶予期間を経まして、20年間で回収するというようにしておりますが、20年間で返還が終了しなかった場合におきましても、返還実績があったり、あるいはそれ以降も返還の意思があるというような方々につきましては、強制的に回収を行わないで返還の継続を認めると、このような制度にしたいということで、「原則20年間」というふうに改正をしたいと考えております。

この実質的な改正に合わせまして、②引用する法令等の名称変更等に伴う改正でございますけれども、これは法令が名称変更していたにもかかわらず、業務方法書の方が改正しきれていなかったものにつきまして、今回行うものでございます。

また、③であります。従来からも行ってきた業務ではあるのですが、この業務方法書には、その業務の内容について明確にしてこなかったもの、例えば「運輸安全マネジメント関係業務」というのを例示として出しておりますけれども、そういったものについて項立てして、明確化すると、このようなものでございます。

以上でございます。

(堀田分科会長) ありがとうございます。それでは、ご質問をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、ただ今の業務方法書の変更につきましては意見なしということで、国土交通大臣にお伝えしたいと思います。併せて、家田委員長にもご報告をさせていただきます。

これにつきましても、今後の手続について事務局より説明をお願いいたします。

(小守谷被害者保護企画調整官) 主務大臣による業務方法書変更認可後、法人は遅滞なく業務方法書を公表することになります。以上でございます。

(堀田分科会長) ありがとうございます。

それでは、傍聴されている方にはここでご退席をお願いしたいと思います。

(傍聴者退室)

(堀田分科会長) それでは、議題2の(6)「平成25年度業務実績評価について」に移らせていただきます。

まず、NASVAより業務実績報告のご説明をお願いします。なお、当実績報告に関しましては、既に資料の配布や事前説明を受けております。この場ではNASVAとして特にご説明され

たい点を中心にご説明をお願いします。

(小島理事) それでは、業務実績報告につきまして、特に強調したい事項、自己評価においてS評価とした項目についてご説明を申し上げます。資料は本資料の35ページからとなります。私からは、全5項目のうち安全指導業務に関連いたします2項目を説明させていただきます。

まず、36ページ「1. 業務運営の効率化に関する事項 (3) 業務の運営の効率化 ①安全指導業務」についてでございます。点線の囲み内に記しましたように、インターネット予約の割合が大きく上昇し、指導講習受講者の77.3%、適性診断受診者の54.1%がネットにて予約を行っております。また、支所以外での一般診断の割合は49.9%と、約半数を占めております。

中央のグラフにお示しのとおり平成23年度から指導講習につきましては、ネットの予約率が4倍に、適性診断につきましては3倍に増加をしております。これは、講習及び診断の申込者に対してネット予約の利便性やネットでの予約方法の丁寧な説明を行ったことと、同時にNASVA内においてはネット予約率の高い支所や、大幅に予約率を向上させた支所の取組事例を全国に重点展開した結果でございます。

次に支所以外での一般診断の受診割合でございます。契約事業者に対しまして、NASVAが提供するインターネット適性診断システム、i-NATSでございますが、この利用のメリットを説明し受診を促し、契約事業者以外にも貸出機器の利用により、契約事業者と同様の利便性が得られることを説明申し上げまして、支所外での受診を促進してまいりました。37ページ上段のグラフのとおり、着実に支所外の受診が伸びております。

このネット予約率と支所外受診率の向上は、単に利用者の利便性の向上だけでなく、NASVAにおきまして、電話やFAX予約の対応時間の減少につながりました。また、利用者のデータ入力省力化も図ることができましたので、受付業務が大幅に効率化されております。

この効率化によって生み出された時間を、NASVAの重点施策になっております被害者支援業務に充てることといたしまして、介護料受給者への訪問支援件数の増加、重度後遺障害者及びその家族等の交流会や交通遺児友の会の集いなどへのきめ細かいサービスが可能となり、介護料受給者及び貸付利用者の満足度の向上に結び付けております。

2項目は38ページになりますが、「2. 業務の質の向上に関する事項 (1) 安全指導業務等 ⑤ISO39001(道路交通安全マネジメントシステム)の作成に際し、情報の収集及び国内意見の集約等」、「⑥周知宣伝活動を通じたISO39001の事業者等への浸透」についてでございます。

NASVAはISOの国内審議委員会の事務局といたしまして、ISO39001発行後も積極的に国際会議への参加、アジア周辺国のISO普及状況の調査を行ってまいりました。また、国内においてもISO39001の解説本の執筆と編集に加わっております。資料の39ページにスウェーデン政府主催国際会議の出席状況、韓国エキスパートとの意見交換、それから、規格解説本の発行について記載をさせていただいております。

周知宣伝活動につきましては40ページに記載しておりますように、安全マネジメント講習会

やセミナー等においてISO39001制定の経緯や規格の概要を説明したり、業界紙の取材対応を通じて広報に努めてまいりました。また、自動車運送事業者等に理解を深めてもらうよう、パンフレットも作成し、配布を行ってまいりました。42ページには、ISO39001取得事業者を対象に実施いたしましたアンケートの結果を記載しております。安全と組織の体制強化の面において、特に効果がみられております。今後の普及促進に当たり、このアンケート結果を活用していきたいと思っております。

認証取得を目指す事業者に対して、平成25年度にNASVAが行ったコンサルティングにつきましては、41ページの表にお示ししているとおり、9者ございました。全9者とも認証取得済みでございます。今年5月末時点での国内の認証取得事業者の総数は、全国で74者となっております。世界でもトップというような認証数でございます。

最後に43ページに移らせていただきます。今後の取組といたしまして、N-RTSマネジメントシステム認定・認証スキームの策定及びISO関連機関との連携がございます。

法規制やインフラが進んでおります我が国の運用を前提にいたしまして、NASVAでは平成25年度からN-RTS、日本ロードトラフィックセーフティマネジメントシステムを作成開始し、スキームオーナーとして関連機関との調整を行ってまいりました。規定の解釈の統一や審査員の力量の基準設定など、認証にかかわる諸機関の連携をNASVAがマネジメントし、推進しているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

(堀金理事) 引き続きまして、介護料の支給等についてご説明をさせていただきます。印刷の都合で、資料が44ページ、45ページと裏表になってしまっていて大変見づらく申し訳ございませんが、この2ページについて説明をさせていただきます。

自動車事故で重篤な障害を負われた方に対して介護に要した経費を補助する業務は、被害者援護業務の充実・強化を求められております当機構にとって大きな柱となっております。

脳や脊髄等に重い障害が残った方は自力での生活が困難であり、医療機関、家族等による介護が不可欠です。当機構は被害者及びその家族が安心して生活を営むことができるよう、介護用ベッド、車いすなどの介護用品の購入、ホームヘルプ、訪問入浴、デイサービスなどの介護サービスの利用、紙おむつ、痰吸引用カテーテルなどの消耗品の購入などにかかった経費の全部又は一部を補助しております。

他方、近時は、経済的な支援に加えまして、精神面での支援を求める被害者の声に応える活動を強化してございまして、被害者宅を訪問して、その要望、意見を伺うとともに、介護に関するアドバイスや最新の情報を提供するよう努めております。また、被害者やその家族による交流会を開催し、同じ困難・悩みを抱える者同士の情報交換を促すとともに、医療関係者から最新の介護技術・知識の紹介を受ける機会などの提供に努めております。

具体的な成果については、44ページの点線の枠の中をご覧くださいと存じます。昨年は約4,800人の方に対して約31億円の介護料を支給してございます。45ページの一番上の棒グラフをご覧ください。規模につきましてはそんなに変わっていないというふうに見えるかも

しませんが、昨年1年間でも新たに171人を審査しまして、支給対象として認定したところでございます。

次に訪問支援です。順番が、一番下のグラフになって恐縮なんです、一番下のグラフをご覧くださいと思います。先ほどご説明いたしました訪問支援につきましては、私どもは当初計画で45%の対象者のお宅を訪問するという目標を立てて、様々な業務との調整をしながら、この実施に努めてまいりましたが、昨年度は全受給者の49.5%に当たる2,296人を訪問いたしました、様々なアドバイス、悩みを聴くというような活動を行ってきたところでございます。

また、訪問支援などの質の向上を図ることが必要不可欠だと考えておりますので、専門員であるコーディネーターの育成にも努めておりまして、現在、私どもの全国9か所にある全主管支所にこのコーディネーターを配置したところでございます。

また、自宅介護の方に医療機関における検査や治療を定期的に受けていただくために、短期入院の促進を図っており、この入院や移動に必要な経費を補助しております。制度のPRにも力を入れて取り組んでいるところでありまして、真ん中のグラフが短期入院の助成の実績でございますけれども、近時大きく伸びているのがご覧いただけると存じます。

こうした様々な取組を通じまして、患者の方々から活動に対する評価をしていただいたところでございますけれども、昨年度は5点満点で、私ども4点をいただくという目標でやっておりましたが、これを大きく上回る4.39点という評価を受けたところでございます。

私からは以上でございます。

(内田理事) 引き続き、46ページ、自動車アセスメント情報提供業務について、ご説明申し上げます。

先ほどの中期目標・中期計画のところでもお話がございましたけれども、昨年度の閣議決定におきまして、私どもNASVAで引き続き行う業務とされたものでございます。この自動車アセスメント情報提供業務でございますけれども、自動車メーカーの安全な車の開発の意識を高め、より安全な車を多く普及していくということが大きな目的になっているわけでございます。

その指標といたしまして、点線の四角の②のとおり、同じ車種でモデルチェンジを行った前後でどのように安全性が変わっているかという数字を示しております。乗員保護性能評価の運転席と助手席、それから歩行者の頭部保護性能、いずれの評価につきましてもモデルチェンジ後の車がモデルチェンジ前の車の指標を上回っているという数字が出ておりまして、安全性の向上がうかがえるものと存じております。

また、最高評価のファイブスター賞というのがございます。これは、私ども、208点満点で170点以上取った車に原則与えるというものでございますけれども、この車種数が当初3車種だったものが昨年度には7車種ということで、増えております。特に昨年度は軽自動車ですべてファイブスター賞が獲得されるなど、安全性向上がうかがえる結果になっております。また同様に、この最高得点につきましても年々向上しているという結果がみられております。

それから、昨年度におきましては、最初に行った評価が低かったということで、メーカーの方が設計変更を行って再度行った試験で結果が改善するということがございまして、安全な車の開

発意識の向上の表れというふうと考えております。

46ページの下③の部分、これは利用しやすい、また分かりやすい情報の提供を図るための取組でありますけれども、先ほど崎山総括課長補佐の方からも示されましたパンフレット、こういったものを配布する。さらには、そのパンフレットの内容がより分かりやすいものに改善するというようなことも行っております。

それから、46ページが一番下には、昨年の東京モーターショーでのファイブスター賞の授与と広報の実施の様子が掲げられております。

47ページをご覧ください。昨年度の結果発表会につきましては、二子玉川駅前におきまして行ったわけでございますけれども、一般の来場者数が3万5,000人ということで、前年度を上回る方が訪れたところでございます。

さらに、昨年度の結果発表で初めての試みといたしまして、広島主管支所におきましてアセスメント試験の車両を展示いたしました。地方展示としては初めての試みであります。マスコミからも取り上げられましたし、また、同時に行いました交通事故被害者との交流会におきましてもアセスメント事業が高い評価を受けたところでございます。

さらに、47ページの下ですが、衝突試験そのものをマスコミに公開するというようなことも行いました。併せて、一般ユーザーの方、あるいは交通事故の被害者団体の方を招待した意見交換会等も行いました。さらに、47ページの右下に小さい写真がございますけれども、これはつくば市のレスキュー隊と連携いたしまして、試験車両を用いた救出訓練を行ったということで、これも公開させていただいております。48ページになりますけれども、テレビなどでもこの様子が放映されたわけでございます。

さらに、48ページの真ん中から少し下のところには、ファイブスターロゴの活用ということが書かれております。ファイブスター賞を取った車につきましては、そのロゴを活用してくださいということで、メーカーには以前よりお願いしていたところでございますけれども、昨年度の結果に関連いたしましては、かなりその活用が目立ったというふう感じております。

例えば48ページの右下、ピンクのクラウンということで一昨年発表されて話題になりましたけれども、トヨタのクラウン、これは昨年度のファイブスター最高得点を獲得した車種でございますが、これにつきましてはファイブスターということを打ち出した、一般紙の全面広告を掲載したというようなことがございました。

さらに、49ページでございますけれども、本田技研工業。N-WGNという車なんですけれども、昨年度、軽自動車として初めてファイブスター賞を受賞したということで、受賞直後から現在までかなり頻繁にテレビでのCMが流れているという状況でございます。

ユーザーの評価度も昨年、一昨年度に比べまして、若干ではありますが上がっているという状況がみられます。

さらに、50ページでありますけれども、自動車アセスメント情報提供業務につきまして、いくつかの検討状況を掲げております。例えば⑤につきましては、歩行者の保護性能試験の改善について現在検討しているところでございまして、昨年度は軽自動車につきまして実車試験を行っ

て検証したところでございます。

さらに、50ページの下の⑥、これはいわゆる予防安全性能のアセスメントということでございますが、衝突被害軽減制動制御装置、いわゆる自動ブレーキ、これはかなり普及が進みつつあるものですけれども、こうしたものや、あるいは車線を逸脱するときに警報がなされる装置など、こういったものにつきましては今年度から評価試験を実施することとされております。

したがいまして、昨年度におきましては、その導入に必要な性能等の調査研究あるいは試験方法、評価方法の確立ということで、そこにありますような、評価試験を実施するタスクフォースを22回、予防安全技術検討ワーキンググループを7回、アセスメント評価検討会を4回と、精力的に検討を行ってきたところでございます。

現実に今年度からもう既にこの予防安全性能に関する試験は始まっておりまして、その模様が下の写真に出ておりますけれども、ロボットを使い、自動運転をして試験を行うということで、公正性を担保しようとしているものでございます。

最後に51ページでございます。こちらは各国の自動車アセスメントの実施機関との情報交換でございます。個別の国との打合せももちろんありますけれども、昨年5月、グローバルNCAP会議というものが非常に重要でございまして、各国の自動車アセスメントの担当が一堂に会する会議でありますけれども、特に昨年におきましては、予防安全性能のアセスメントについて進んでいるヨーロッパの方々との情報交換を踏まえ、今年度から行われる予防安全性能のアセスメント試験の参考にさせていただいたところでございます。

(堀田分科会長) それでは、ここから質疑に移りたいと思います。ご質問がありましたら、お願いいたします。

(春日臨時委員) 今、ご説明がありましたアセスメントに関してなんですけれども、ここで、分かりやすいパンフレット、分かりやすいホームページに改善とありますけれども、このパンフレットを見る限り、それからこれまでの活動を見る限り、やはり私はまだまだ自動車会社中心に考えられているような気がするんですね。

本来は、このアセスメントというのは、自動車会社のためというよりは、ユーザーがこれを見て自分にとって非常に安全で安心できる車を買うためのものであるはずなんですけれども、このパンフレットを見る限り、専門用語が並んでいて、その専門用語の説明も難しい言葉で。これは、恐らく高齢ドライバー、女性ドライバー、それからこれから免許を取って車を買おうとする文系の若者にとっては、非常に難しい内容になっています。

例えばシートベルトのところ、アクセス性、挿入性、識別性、快適性と。もっと柔らかい言葉で書けるはずなんです。それから、歩行者保護性能評価とか書いてありますけど、こういった難しい言葉が立ち並んだだけで、ぱっと見て、この言葉が入っただけで、もう読む気をなくす人はいっぱいいると思うんですよ。

例えば歩行者保護性能評価というのを小さくして、もっと柔らかい言葉で説明したものを大きくしてと、そういうやり方でもできるはずなんです。これをざっと見る限り、自動車会社はとても満足する作りになっていると思いますけど、やはりもうちょっとユーザー目線で、もっと分か

りやすい言葉遣いで書けるはずなんです。

恐らくホームページもこんなような感じで書かれていると思うので、もう少し。このパンフレットはこのパンフレットで残したいということであれば、それはそれでいいんですけど、もっと分かりやすいものが作成されないと、喜んでユーザーが使うか、あるいはユーザーはきちんと理解して使うかという、ちょっとこれは難しいところがあると思います。

先ほどアクティブセーフティがこれから入るということだったんですけども、アクティブセーフティはパッシブセーフティ以上にユーザーが理解して使うことが必要なんです。ですから、このパンフレットによってユーザーがアクティブセーフティを理解するということになると、それはものすごく大きなメリットになるんです、これから先。

というのは、ご存知のように、今、日本はアクティブセーフティを使いこなしていない。ASVも普及しきれていない。というところで、これがものすごく分かりやすいパンフレットになったら、とても大きな役割を担うと思うので、是非ユーザー目線で作り直していただきたいと思います。

(内田理事) 大変貴重なご意見をありがとうございます。このパンフレットはこのパンフレットで、少し分かっている方向けということで作るにしても、私自身ももう少し分かりやすいものを、それから、もう少し簡素なもの、こういったことを考えて、今やっていますので、そこはご意見も踏まえながら、よりユーザー目線で分かりやすいものを作っていきたいと思います。

特におっしゃるように、アクティブセーフティに関しましては、この10月に少し簡単なリーフレットのものを、分かりやすいものを作りたいと思っておりますので。現在、私ども評価検討会の方で発表の仕方というのでも検討しているところでございますので、今日、春日先生からいただいたご意見をこちらの方に反映させながら、作ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(春日臨時委員) お願いします。それと、これはどこで手に入るのでしょうか、一般的に。

(内田理事) 今、多く配っているところは、まず自動車教習所でございます。自動車教習所におきましては、卒業時にこれをお配りすることがかなり多くなっております。あとは整備工場ですね。こういったようなところにお配りしております。あとは自治体や私どもと関連の深い国土交通省の地方支分部局、いわゆる検査登録事務所ですね、そういったところにはございます。あとはホームページの方でもかなり分かりやすいものにしようとして、今年度中に少しリニューアルをかけようと思っておりますので、その辺りもご期待いただければなと思っています。

(春日臨時委員) もっと簡単で分かりやすい、本当に手軽なパンフレットがあれば、もっともっといろんなところで配っていけると思うので、是非検討していただきたいと思います。

(内田理事) はい。ありがとうございます。

(堀田分科会長) どうもありがとうございました。そのほか、どうですか。

(園臨時委員) 自動車の安全性の評価で、今、車をNASVAが買うのではなくて、メーカー提供の車が増えつつあるというようなお話をいただいたかと思うんですが、予算的にはたぶんその方がいいんだろうと思うんですが、若干懸念するのは、私、昔から車が好きでよく雑誌なんか

を読んでたんですけれども。メーカー広報車両というのがあって、市売車よりは性能がいいものが与えられるというようなことが、本当か嘘か分かりませんが、まことしやかに言われていたことがありまして。確かにボディを造り変えるということは不可能でしょうけれども、例えばブレーキ性能にタイヤは直結しますので、そのタイヤが本当に市売車と同じものなのかどうか、そういう辺りのチェックはされているのかどうかということをお聞かせ願えればと思います。

(内田理事) 当然、その懸念は私どもも感じておりますので、なるべく市中で売っている車を買おうとしているわけでございますけれども、特に今回予防安全性能で多くの車を実施したいということもありまして、委託の形での試験ということをやっているわけでございます。当然、変造の防止ですとか、そういったことにつきましては注意してやっておりますので、公正性の観点で問題のないように対応したいと思っております。

(堀田分科会長) よろしいでしょうか。

(園臨時委員) はい。

(友永委員) はじめの業務運営の効率化のところでご質問したいんですが、37ページのところで、インターネット予約と受付業務の効率化を図ったことで、その結果、被害者援護業務の充実を図ることができるという記載になっております。理事長の話でも、毎週木曜日を被害者援護の日にすると。それから、監事の報告書の方でもそういう試行を始めたというような触れ方がございます。それで、これがどれくらいの規模で行われているのかということを知りたいんですが。

これは、人が何人減ったかとか、そういう問題ではなくて、どれくらいの人数的に人を何日くらい被害者援護業務の方に振り向けて仕事をしていただいたのか、そこら辺で、逆に言えば受付業務の効率化の程度が分かるということなので、お教えいただきたいと思っております。

(小島理事) まず、被害者援護の日の話からさせていただきたいと思っております。昨年の9月から11の支所におきまして、トライアルで木曜休診、適性診断をお休みしまして、木曜日を被害者援護の日にするということで、被害者、介護料受給者のお宅を回るとか、あるいは友の会の計画を立てるとかということで、50あるうちの11の支所でスタートいたしました。その結果を踏まえまして、木曜を休診しても支障がないというところがいくつも出てきておりますので、今年の10月から、主管支所と関東近辺の受診者の多い県を除きまして、木曜日の適性診断を休診いたします。これによりまして、被害者援護の方にマンパワーを向けることができるだろうと思っております。

それから、既に効果が出ている部分でございますけれども、ネットの予約率が上がることによりまして、単純に計算をすると、例えば電話対応のために1人15分かかると仮定して、それにネットの予約に移っていただいた人数を掛けるというような計算をやりますと、12人ほどのマイナスにはなるんですが、この12人は全体の50の支所の中の、間接部門ではなく直接部門の人員になりますので、なかなかこの12人を切り刻むことはできません。トータルでいくとそれだけの人数にはなるんですけれども、それを各支所が細切れの時間を集約して、被害者援護に充ててきたということで、効果として上がっているということでございます。

このネットの予約率を上げるというのは、予約率を上げることが目的ではなくて、その部分で

効率化できた時間を被害者援護に充てるということでスタートしておりますので、効果として上がっていると認識しております。

(友永委員) よく分かりました。ここでの記載の仕方としても、そこまで書いていただくと、そういう目的意識とか効果というのが非常に見えてくるので、書きぶりの問題だろうと思うんですけども、是非これからも注力していただきたいと思います。

11か所で木曜というのは何日くらいなさっているんですか。

(小島理事) 毎週木曜日です。

(友永委員) そうすると、相当の人数になるんですか。

(小島理事) そうですね。

(友永委員) 把握はされているんですか。

(小島理事) 把握しております。毎月、11のトライアルをやった支所には、診断を休んでどういう業務をしたか、報告を上げていただきました。その中で目に見えて増えているのが被害者援護業務でした。もともとトライアルをするときにも、その支所並びに主管に対して、木曜日を休診日にするのは被害者援護の方に注力してもらうために、トライアルとして皆さんに先駆けでやっていただくんですよということを説明してから始めた経緯もございますので、そのようにやっていただきましたし、私どももフォローしました。

それから、付け加えますと、ユーザーも、例えばトラック協会ですとか、そういった協会にご意見もお伺いしております。当初は木曜日に休診されると困るというような話もあったんですけども、ご説明させていただきまして、被害者援護に向けたんだということでご理解をいただいております。

(堀田分科会長) すみません、今のことについて補足で質問させていただきたいんですけども。インターネット予約をされたことで、例えば割引みたいなものはないんですか。もしインターネットにさらに注力されたいということであるならば、むしろ割引をしてユーザーに還元するという考え方もあると思うんですね。後半の方でお話しされてる、インターネットに移った結果、効率化が進んだという関係は必ずしも直結しない気がするんですけども。今後さらにその問題を進めていくとすれば、ユーザー還元という考え方もありうるんじゃないかなと思って、お聞きしました。

(小島理事) 私どもの内部でも100円引こうとか、そんなような検討もしましたけれども、結論から言いますと、ネット予約の方たちの受付開始を電話・FAXの予約よりも一月前倒しをしまして、その程度のインセンティブになってしまうんですけども、これで今はユーザーの方にはご理解をいただいているという状況でございます。これから先、ネットの予約に対してどういう料金の体系をとっていくのか、検討させていただきたいと思います。

(堀田分科会長) ここでSを付けられて、この努力の効果が出ているというようなご説明だったけれども、それが本当にNASVAの努力の結果なのか。あるいは世の中の流れとして、インターネットが普及しているということがこういう形で数字になって表れているのではないか。素直に、NASVAの努力の成果だというふうに理解していかどうかというような印象を持った

んですが。

(小島理事) ご指摘のとおり、両面あると思います。今、ネットでホテルの予約をしたり、ゴルフ場の予約をしたり、物を買ったりというようなことで、ネット社会になってきております。

一方、私どものこの適性診断あるいは指導講習を受けていただきます運送事業者、特にトラック事業者等は、全体の半数以上が保有車両が10両以下の中小規模の事業者でございます。パソコンを入れたけれども、実際は見積書や請求書をようやく作り始めたというような事業者も、私どもがお伺いする中でございます。

そういった中で、ネット予約に移行してもらうために、私どもの方で努力をしております。実際、先ほどのグラフにもありましたように、一昨年は18%しかネットの予約をしてくださいませんでした。それまでもネットで予約ができますよということはご案内はしていたんですけれども、ネットの予約についての取組強化を24年度から始めたことによりまして、ここまでの率に上がってきたと、私どもは考えております。

(堀田分科会長) そのほか、どうぞ。

(林臨時委員) 入院の療護と介護のことについて何点かお伺いさせていただきたいと思っております。ベッド数のことについて、財務諸表の42ページで、ベッド数が随分多くなったことが書かれているんですが、そのわりには利用している率が年度末の入院数とかを見ると少ない印象があって、一体年間どれくらいの稼働率なのかというのが少し気になった部分です。それと併せて、短期入院等がどのように稼働率と連動させて使われているのか。そして、その短期入院自体の目的、何のための入院になっているのかということをお少し説明いただければと思います。

(堀金理事) まず、利用状況でございますけれども、もともと私ども4施設を持って運営をしてきておりましたが、患者・ご家族等のご要望等もありまして、その後、委託病床という形で協力病院に、札幌、大阪、福岡となつていただきまして、できるだけ近くで介護をしたいというご家族の要望も受けて、増やしたところでございます。こうした病床につきましては、基本的に満床の形で今運用できておりますけれども、それに反しまして、委託病床以外の4施設につきましては、ご指摘のとおり最近空きが目立ってきているところでございます。

その分析でございますが、それぞれの施設によって若干性格の違いもあろうかとは思っておりますが、1つには交通の便の問題もあって、例えば東北などは大変空きが多い状況にあるんですけれども、話を聞きますと、やはり東北の背中を北上山地が走っていて、東西への移動の便があまりよくないとか、そういう声を伺っているところでございます。

他方、時々指摘も受けるんですが、私どものPRも十分ではないのではないかとこの声も聞いております。特に一時は私どもの施設はかなり満床で、希望してもなかなか入れないという状況が続いておりました。まだそういう認識でいらっしゃる方もかなりいらっしゃるのではないかとこのことで、各病院・療護施設に置いておりますソーシャルワーカーであったり、私どもの支所の職員などが、時間のあるときに病院等を回って、私どもの治療看護の水準・状況等についてご説明をし、入院対象となる方がいたら是非入院してくださいというようなPRに努めているところでございます。

一時、満床が続きましたので、平成19年から入院期間を原則3年というふうに、だんだん期間を短くしてきたということもありまして、できるだけ多くの方に入院して治療を受ける機会の提供をしたいということで、そういう努力をしてきたところでございます。そういうことありまして、現在、若干空きがあるところでございます。

なお、療護施設につきましては、ちょっとご質問にも絡むんですが、短期入院の方も受け入れられているということありまして、常に満床で運営するわけにもいきませんし、入院・退院等の期間の調整はいろいろ行っておりますけれども、どうしても空きが出てしまうという部分も、これはもうやむを得ない部分としてあろうかというふうに考えております。

それから、短期入院の目的等でございますけれども、これは先ほど少し触れさせていただいた部分でもございますが、基本的に長期間、ご自宅でご家族によって介護を受けてらっしゃる方々、患者さんに対しまして、定期的に専門の機関において検査、必要によっては治療を受けていただく必要があるのではないかとというのが1つ大きな目的ではございます。

併せまして、ご自宅にいらっしゃいますと、ご家族の介護というのは365日、24時間続くものでございまして、短期入院していただければ、その間、ご家族の方々の精神的・肉体的な負担も軽減が図れるのではないかとというようなことも併せて目的にして、短期入院を進めているところでございます。

また、入院なさった際には、新しい医療知識、看護知識、介護知識、こういったものを家族の方々にもお伝えする機会があるのではないかとというふうに考えて、これまで実施をしてきているところでございます。

(林臨時委員) ありがとうございます。そういう意味での連動性、長期入院と在宅と短期入院という辺りでの、業務実績報告書の51ページにあるように、改善度みたいなのがまた違う形で、療護だけではなく違うスタイルが出てくるのかなと思いつつ、在宅における介護、昨年も話したように、今、医療が随分在宅に行っている分、どういうふうにしていくのか。随分コーディネートとしての調整は入っているんですけど、在宅での看護というか医療的な部分を改善させるための介入ということももう少し視野に入れると、在宅のケアも受けやすいかなという印象があるので、質問させていただきました。

それと、もう1つ、別件なんですけど。インターネットを使って運転手さんの技能とかっていうところをされているんですけど、これから高齢者が入ってきたときのために、今持っているデータの蓄積が今後どう利用されて、インターネットでいろんな運転のための診断技術が行われているようなんですが、それが今後高齢者が増えていく中での運転者への診断というものがどう変化していくのかなって、別件の話で気になったので、その辺についてはどうお考えでしょうか。

(小島理事) 高齢者の方たちのネット予約・・・。

(林臨時委員) いや、ネット予約だけじゃなくて、診断内容も当然変わってくるんじゃないかと思うんですね。若くて常時運転している方だけじゃなく、これから高齢者が随分増えていく中で、何を診断していくのかというところで、今やっている中から何か見えてくるものがあるのか。診断を受けていくことが増えていくことが問題ではなくて、もっと具体的な内容。これほど

車のアセスメントがすごく長けている分、先ほど言ったように、ユーザー、車を運転する人たちへのどういうふうなアセスメントと情報提供をしていくのか、これからのものとしての、今使っている診断技術の情報が有効に使えるのかどうかというところなんです。

(小島理事) まず、高齢者に対する適性診断でございますけれども、基本的な診断の内容は変わりございません。ただし、高齢者の方については特別に夜間の視力であるとか、そういった追加の診断項目がございます。

高齢者の方は65歳に達するときに、必ず適齢診断と申しますけれども、診断を受けていただきまして、その後定期的に受けていただきます。適齢診断につきましては終わった後カウンセリングを行いますので、その中で高齢者対策に活かしています。これから高齢者の方に対してどういったカウンセリングをしていくのかということで、今対応をしているところでございますので、診断そのものについても考えていきたいと思っています。

(林臨時委員) 是非そうしていただきたいというふうな印象がありました。

それと、全然関係ないんですけども。免許証の返納というんですか、随分ニュース等でも出ているので、NASVAとしてもそういう年齢が上がった方の免許の返納ということについてはどんなふうに今後、これらの業務をやりながら見据えていらっしゃるのかなと思ったんですが。

(小島理事) 免許証の返納につきましては警察庁の管轄になっておりまして、私どもはそういう制度があるというアナウンスはできますけれども、指導講習あるいは適齢診断の中で制度についてお話をするというようなことは現在しておりません。

(林臨時委員) 分かりました。ありがとうございます。

(有賀臨時委員) 少し話が広がっているので、広がりついでにといたら失礼ですけど。交通安全と高齢社会の問題というのはものすごく普遍的な、重要なテーマになりますよね。ですから、今、それは警察庁ですというふうにおっしゃいましたけれども、やはり行政としてはいろんな意味で横串を刺すというような、そういうふうな形でやっていかないと、何となくぎくしゃくする。つまり、人々が円滑に高齢社会を暮らしていくということにはなくなる可能性がありますので、是非そういう意味では関係省庁横串大作戦ということでいろいろやっていただきたいなと思います。若い頃から衝撃実験なんかをやってきた経験がありますが、今や交通社会の景色が激変してますので。私が卒業した30年前と今ではもう全然違いますから、そういう意味で、今後の30年、もっともっと変わっていくと思いますので、是非よろしく、ということでございます。

(小島理事) はい。ありがとうございます。

(堀田分科会長) それでは、はい、春日先生。

(春日臨時委員) すみません、今の話のことでちょっと。免許返納とか、そういうことに関してはちょっと難しいと思いますけれども、管轄が全く違うので。ただ、高齢者に関しては認知症という部分が非常に大きいと思うので、医学系と連携をとるということはNASVAさんも可能じゃないかと思うんですね。それは逆に官庁では難しいところなので、NASVAさんのような組織の方が私は連携しやすいと思うので。社会で今これに関してはとっかかりがないので、是非突破口を開けていただけないかなと、今ちらっと思ったので、ちょっと検討して見ていただける

とありがたいです。

(小島理事) ありがとうございます。

(堀田分科会長) ありがとうございます。

それでは、ここでNASVAの方には一旦ご退席をいただきます。当分科会の評定が決まり次第お伝えいたしますが、必要に応じて評価の審議中に追加質問させていただくこともありますので、ご了承をお願いします。

(NASVA退室)

(委員) それでは、平成25年度業務実績評価の審議に移りたいと思います。まず、評価の進め方につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局) 評価の進め方の前に2点ほどご報告、ご説明をさせていただきます。

1つ目は、本評価に先駆けまして7月16日から25日までの間、国土交通省のホームページにおいて平成25年度の業務実績報告書を公開しております。広く国民の意見募集を行いました。その結果、意見はございませんでした。

2つ目になります。独立行政法人の給与水準につきましては、毎年6月末に国土交通省と独立行政法人のホームページにて公表しております。そして業務実績報告評価において厳格なチェックをいただくこととなっております。具体的には、別綴りでございますが、参考資料10の54ページの下の方に、「主務大臣の検証結果」というのがございまして、そこでは「国と概ね同等の水準となっており、引き続き、適正な給与水準が確保されるよう取り組む」とこととされております。

続きまして、評価の進め方についての説明をさせていただきます。まず、具体的な業務実績評価の審議方法につきましては、これも別綴りの参考資料5の8ページになりますが、「業務実績評価の審議方法について」のとおり、事前説明における各委員の評価について3分の2以上の評価が一致した場合、すなわち5名以上が同評価となった場合は、当該評価を採用し、それ以外につきましては審議項目としたいと思っております。ただし、5名以上が同評価となった場合でも、委員の皆様からのご指摘がございましたら、審議していただきたいと存じます。

次に、業務実績の評価の方法につきまして、こちらも別綴りで参考資料6-1、6-2に方針と指針がございまして、これらを簡単にまとめた参考資料6-3、19ページになりますが、こちらをご参照いただければと思います。

それから、本基本方針においては、資料6-2の実績報告書をもとに中期計画の達成に向けた実施状況について、業務運営評価ということでSSからCまでの5段階による個別項目の評定を行いまして、各評定ごとの項目数の分布状況を把握して、その上で総合的な視点から法人の業務の実績、業務の改善に向けた課題改善点を踏まえた総合評価を行うこととなっております。

また、平成25年度業務実績の評価に当たりましては、政策評価・独立行政法人評価委員会、政独委の方から出されております、参考資料7、参考資料8、参考資料9にございますそれぞれの事柄について、これまでの政独委の意見を踏まえた評価を行うということが求められております。以上でございます。

(委員) ありがとうございます。それでは、ただ今から評価を進めてまいりたいと思います。評価の分布状況及び評価調書の案につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。なお、23項目ございますので、いくつかまとめながらご説明をいただいた後で、一括して審議をするという形をとりたいと思います。

(事務局) 時間も押しておりますので、簡単に説明をさせていただきます。資料は7-3「平成25年度業務実績事前評価結果・評価(案)一覧」になります。No. 1からNo. 7でございますけれども、No. 3を除きまして、委員7名全員のA評価をいただきましたので、分科会としての評価案もAでございます。No. 3につきましては、S評価が5名、A評価が2名で、5名以上の方がS評価になっておりますので、分科会評価案はS評価になっております。ご審議をお願いいたします。

(委員) はい。それでは、1から7についてまずお諮りしたいと思いますが、いかがでしょうか。割れているのはNo. 3のインターネット予約に関するところでした。これは全体としてSの方が多いですから、ルールに従えばSということになりますけれども、多少の主観が入るような気がしますので、確認だけさせていただきたいと思います。

私は、このインターネット予約が増えたというのは、NASVAの努力の成果だというふうには直接はあまり評価していないので、個人的にはAを付けておりますけれども、総意であれば、別に異存はございません。よろしいでしょうか。

(委員) 僕もはじめ、最近、ホテルにしろ何にしろ、インターネットやってますよね。僕がやるというより、僕の妻がやってますけど。だけど、今もちょっと出ましたけれども、やはり事業者の景色、中小企業の。ああいうところの景色を見ると、やっぱりまだFAXの世界というか、電話の世界というか。そういうふうな景色が色濃く残っているんじゃないかなと思うんですよね。

実際問題、僕らが大田区とか品川区の小さな町工場と病棟でいろいろな工夫をしたときに、こんなのを作ってくれよとやることあるんですよ。たぶん知恵袋の中にはいるんだとは思いますが、マジョリティとしてはピピッとやってるような方たちとはちょっと違う感じがします。さっき言われたみたいに、そこそこサポートしてるんじゃないかなというふうに思います。

(委員) そうですね。もしそうだとすると、さらにこれからこれを進めるのであれば、100円でも200円でも安くするという。それをやれば、さらに進むんじゃないかなという気がします。先ほどちょっと私が申し上げたように、インターネットの予約が増えた分だけ人手が余って、それがこちらにという、そのつながりがちょっと必ずしも分からない。もともとこちらはこちらとしてやるべきことがあるわけですから。それがインターネットの結果、そちらの効率性がさらに進んだという話は、ちょっとストレートにはつながらないんですけれども。

(委員) そのところは、私は逆に非常に重要だと思ってまして。NASVAという組織全体でどれだけの人員をどう業務に振り分けていくかということで、重点的にやっていくというふうな業務関係だというふうの方針が決まっているわけですから、できるだけ省力化できる部分は省力化をして、それをそっちに回していくという行動は、法人自体としては当然の行き方だと

思うんですね。そこで、1つの方策としてインターネットの活用だとか、そういうものが出てきているんじゃないか。

ここの文章だけ読めば、インターネットが増えたことだけを評価しているように見えますけど、そうではないと思うんですね。全体の業務をいかに改善して、より重点的にやっていくべき部分に振り分けた結果というふうなところから考えれば、私はこれは非常に評価していいと、逆に思います。

(委員) 分かりました。ということで、意見を申し添えるという形で、引き続き進めていきたいということで、総合評価としてはSとさせていただきたいと思います。

では、続きましてお願いします。

(事務局) 続きまして、No. 8から20につきまして説明させていただきます。こちらの方は、No. 8から10、No. 12、13、No. 15、16、No. 20、こちらが全員A評価ということで、分科会評価案もAでございます。それから、No. 14、No. 18、こちらは7名全員のS評価ということで、評価案もSでございます。

若干割れているのが、No. 11がS評価6名、A評価1名ということで、一応、案はS評価になっております。No. 17及びNo. 19はS評価1名、A評価6名、分科会評価案もA評価ということになっております。以上でございます。

(委員) 全員一致しているところは、このままでよろしいと思います。お一方ずつですけれども、ご意見がもしおありでしたら、お願いいたします。

(委員) これ、Aは私なんですけれども。あまり専門的なことが分からないので、文章を読んだ限りで、どこがSに該当するのかなというのがいまいよく分からなかったものですから、Aにしたところなので、皆様がSだとおっしゃるなら、それで結構かと思います。

(委員) 私はSにしたんですけど、実際、国際会議を派遣して、それで何が成果があったのというところが見えてこないのは事実なんです。組んでいる相手にもちょっと私は不満があったんですけどね。確におっしゃるように、頑張って活動はしました。じゃあ、その成果はというところが見えていないのは事実だと思います。

(委員) ひっくり返すこともできないと思いますので。

(委員) その辺を意見として入れていただければ。

(委員) ISOというのは今の1つの流れではあって、いろんなところで認証をやってますけど、これがどのくらい社会的に信用を勝ちうるのか。もともとのISOの39001シリーズ、そもそもそれ自体の認知がないと、それも一緒にやっていただかないと、取ってます、取ってますと言われても、自己満足なんじゃないかと言われかねないかもしれませんね。

ほかはどうでしょうか。今の11番だけではなくて。

よろしいでしょうか。ないようでしたら、先ほどの事務局のご説明のとおり、多数派の方の意見を採用いたしまして、先ほどの事務局からのご説明のとおりにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、21以降をお願いいたします。

(事務局) 最後のNo. 21から23につきましては、7名全員がA評価ということで、分科会評価案もAでございます。

(委員) 非常に順調に評価が進んでいますけれども。ということで、基本的には先ほどの事務局案のとおりということで進めてまいりたいと思います。

(事務局) ありがとうございます。ただ今の審議の結果、業務運営評価につきましては、評点の分布状況は全23項目中、S評価が4項目、A評価が19項目ということになりました。

続いて、総合的な評定につきましては、以上の評定を踏まえて、評価の要点、業務運営に対する意見等を記載しまして、業務全体としてはA評価としております。

(委員) 総合評価のところなんですけど、78ページの課題・改善点、意見等というところの真ん中辺に関東西部地区における委託病床のことについて書いてあり、なかなか決まらないと。これは去年も決まらなかったと記憶しているんですけども。それと、先ほど質問の回答のところ、結構回転率が速くなってきて、病床に空きが出てきているようなご説明をいただいたので、看護師不足ですとか、いろんな地域的な要素もあると思うので、こういった目標を、いつまでも本当に探しているいいものかと。逆に本当に必要かどうかということにさかのぼって検討しなくちゃいけないところもあるのではないかと、そういうような気もいたしますので、そこら辺をちょっと追加でご説明いただきたいんですね。NASVAに。

(委員) 待っている間に。

先ほど、車の安全性のガイドブックが消費者目線からは程遠いのではないかとという貴重な意見が出たと思うんですけども、役所とは違って、結局、国民の方に向ける立場にあるNASVAの、国民目線的なところの目標に近づくとか、広報が分かりやすいとか、そんなのはどの評価項目になるんですかね。

(事務局) No. 20に「自動車事故対策に関する広報活動」というのがございます。

(事務局) それに加えて、No. 18の③にも「わかりやすいパンフレットの配布」という項目があります。

(委員) ただ順調とかじゃなくて、全然分かりにくいよという意見が出たわけですから、評定を覆すまでにはいかないかもしれないけれども、そこは特記というか、もうちょっと根本的に視点を変えて。ただ精神的に努力しますではなくて、作るときのプロセス上の仕組みで、消費者の会を入れるとか、別の工夫をしてくれみたいなことをちょっと書いておいてもらいたいと思います。

(事務局) はい。そのご意見はお伝えしてますので。

(堀金理事入室)

(堀田分科会長) それでは、もう一度、簡単をお願いいたします。

(友永委員) 先ほどご説明をお願いすればよかったんですが。関東西部地区における委託病床の件なんですけれども。ずっと探しているんですけども。2年越しだろうと思うんですね。それで、一方、先ほどのそれぞれの施設での回転率が上がってきて、空き病床が出てきているというようなお話もあって。それと絡めて、同じ条件で、これは探すことに決まったから

探しているということでもいいのか。そうじゃなくて、本当に必要なのかどうか。そして、この地区でこれだけ探して出てこないという実態もあるわけですから、そこら辺でどういうことを考えていらっしゃるのかというのを追加でご説明いただきたいんです。

(堀金理事) すみません。どこからお答えしていいか難しいんですけども。先ほどご説明したときに舌足らずだったかもしれませんが、私どもの旧来の4施設に空きが出てきているのは、例えば大阪ですとか、交通の便のいいところに病床を確保できたということが響いているということは、恐らく関係者の意見を聞いていると間違いがないところでございます。

今お話がありましたように、関東西部ということで、我々は神奈川県、東京都辺りに新たに病床を確保できないかということで、今病院探しを行っているところでございますが、それが確保できたときには、現在、空き病床を抱えている療護センターの病床に影響が出ることは避けがたいと思っております。

それはやむを得ない、決まっちゃったことだから仕方がないという意識でやっているのかというご質問は、大変答えにくい質問ではあるんですけども、これは、確かに今期中期目標・中期計画で国土交通大臣から我々の任務として与えられたものでございますし、我々もこれを達成しようとして努力をしています。その際に、千葉の空き病床について何も考えないのかと言われると、大変苦しいところがあるのですが、そこはそこで埋める努力をしながら、他方で、神奈川に病床が欲しいというのは、先ほどもご説明しましたが、患者さんあるいはそのご家族の方々が、やはり近くでないとなかなか入所させる機会を確保するのが難しいということに添えていこうというものでありますから、そこはそこでやっぴいこうというふうに考えているところでございます。

今年、もう既に3年目に入っております、大変難航しておるのはそのとおりでございます。難航の理由については、これまでもご説明の機会があったのでご承知かもしれませんが、やはり関東地区の病院というのは急性期の患者さんが大変多くて、そういう中で、我々は10床近い病床を空けてくださいというお願いをしているんですが、地域に対する医療貢献を考えたときに、今使っているベッドをそういうものに回すというのは、そう簡単にできるものではありません。

それから、我々は大変厚い看護体制で、通常の病院ですと、聞いているところによりますと、患者さん2人に対して看護師さん1人というところを、我々は逆に患者さんが1人に対して看護師さんを1.3人付けてくださいというお願いをしております。通常の病院で我々の委託基準を満たしていただこうとすると、病室・病棟の改造などもしていただかなければいけないと、様々なハードルがございます、なかなか受けていただける病院を見つけられずにいるのが現状でございます。

今日は名前を出すのはお許しいただきたいと思うんですが、先般、ある大学病院にお願いに行ってきた。そこは近時、新しい大きな病棟をオープンしたばかりでございまして、その脳神経外科の主任教授にお話をしたところ、大変社会のためになる話だし、やるべきだということで、病院長、事務長などにもお話をし、基本的にはいい話じゃないかということで前向き

に検討するというお答えをいただいております。

我々、正直言って、これまで大学病院等にはあまり接触してきておりませんでしたので、神奈川県内にある大学病院などにこれから交渉してみるのも手ではないかと思っております。決してあきらめたわけではございませんので、千葉の問題は千葉の問題としてまた別途対処することにして、繰り返しで恐縮ですが、患者さん・ご家族の要望に応えるべく関東西部に病院・病床を確保したいという方針で努力をしておるところでございます。

(友永委員) 分かりました。

(堀田分科会長) どうもありがとうございました。それでは、また、すみませんが。

(堀金理事退室)

(委員) それでは、先ほどの事務局のご説明という形で進めさせていただきます。なお、各委員からいただきました評定理由に関するご意見につきましてはとりまとめて、私にご一任いただきまして、評価調書に反映させたいと思います。という形よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、次に、政独委により示されました参考資料7の評価の視点及び参考資料9の具体的な取扱いを受けた対応に関して、実績及び当分科会としての評価について事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局) 資料7-2になりますけれども、本資料は平成25年度業務実績評価調書の別紙として添付することになっております。本資料の内容につきましては、評価調書に記載のとおりのもので、適切に実施されているもの、今後適切な対応が求められるもの、該当しないもの、でございまして、事前に説明させていただいたとおりでございますので、個々の説明は割愛させていただきたいと存じます。

(委員) 先ほど指摘いただいたものも、この後、課題のところに反映されるということでしょうか。

(事務局) こちらの方は、総務省の政独委の方が二次評価を行う際に、この辺をよく見ていただきたいという項目でございまして、今までの報告の中で示させていただいたもの、その他もございまして、特に問題がないというふうにご説明させていただいたものでございます。

(委員) 分かりました。ただ今の点、よろしいでしょうか。

それでは、特にならなければ、本資料を平成25年度の業務実績評価調書の別紙として添付することとしたいと思います。

最後になりましたが、役員退職金に係る業績勘案率につきまして、事務局よりご報告をお願いいたします。

(小守谷被害者保護企画調整官) 資料8についてご説明いたします。対象となります役員は、前監事の野田氏でございます。監事としまして平成22年4月から平成26年3月までの4年間にわたり在職されております。

この間の法人の業務により、勘案率としましては着実な実施状況にあるので、1.0でございます。一方で、個人業績につきましては、監事在職中の平成23年5月に支所職員による不祥事

が発生していることを踏まえまして、－0.1としまして、役員退職金に係る業績勘案率を0.9としております。以上でございます。

(堀田分科会長) ありがとうございます。何かご質問はありますか。

(山田政策評価官) これは意見ということであって、確認ということであって、委員の方にもご確認いただき、参事官室の方でも確認をさせていただければと思うんですが。

業績勘案率、理事や監事の方で0.9になるということはよくあることでございます。ただ、他方で、大体法人の業績の勘案率として、こういうことがあると問題だよねとって下がっている場合が結構多くございまして。監事の場合、個人業績で増減がされているというのはそんなに多くはないというのが、実際、ほかの法人の例としてはございます。他方で、当然、それぞれの法人の置かれている状況ですとか、監事の職責、実際に何が起きたかというのは様々でございますので、そこはこういう事情があるんだというところで正当なお話があれば、ほかの法人がどうあろうと、こちらについてやってもいいというのはもちろんでございます。

その観点から申し上げますと、いただいた資料8のところで行きますと、「一方」以下で「財産状況や理事の業務執行を監査する監事としての職責が認められる。」と、非常にふわっと書いてあるわけなんですけれども。例えば、実際に監事監査をやっておられる関係ですとか、監事の日々の業務に期待しておられるところ、そういったものとの関係で、ここの辺り、どういう職責で、本当であればこれくらいすべきであったとか、その後の業務の見直しでこういうふうに行っているのか、本当はこの事件が起きる前からやっていたらよかったとか、若干補足をいただければと思うんですが。それについて何かご説明いただけることはありますでしょうか。

(吉田保障制度担当参事官) 事務局の案としてこれをお示しさせていただいているわけなんですけれども、この監事さんは22年度に就任されて、この事件は23年の4月、5月に起きているわけございまして、この1年の間に監事さんとしてもいろいろ、会計の体制、現金の取扱いの体制等についてしっかりと確認して、必要な意見の提言をして、そういう体制を作るということができたのではないかとということで、少し厳しい評価かもしれませんが、この不祥事について全く責任がないということにはならないのではないかとというふうに考えて、この案を作成させていただいております。

実際、この事件が起こった後、再発防止対策ということで、職員に対してさらに意識を向上させるとか、チェックリストを作るとか、あるいは会計の外部監査体制の強化等、再発防止対策はその後、監事さんにもかかわってやっていただいたわけなんですけれども。厳しく言えば、こういうことも、この22年に就任した1年の間にやっていたら、こういう問題は起きなかったということもいえないはないという中で、独立行政法人に対する国民の厳しい目が注がれている中で、全くこの件に関して監事さんの責任がなかったと評価するのは大変難しいのではないかと、ということで、このような評価案をご提示させていただいているところでございます。

(友永委員) これは、私の記憶では、決算期末から後、皆さん、決算で忙しくて、現場での現金の預け入れのチェックをしなかったということで、5月まで発覚しなかったというような事案だったと思うんですけれども。通常月はそういうことはなかった、そういう特殊な、チェックが

入らないような時期というのは、そういう不正が起こる可能性がすごくある時期なんですね。

ある意味で言えば、それは内部統制の問題で、どちらかというと執行側の責任なんですよ。ですから、監事の個人的な責任というのはちょっとかわいそうな気もするんですが、法人の責任ではあるんですね。ですから、どっちがマイナス0.1になるのかということころは、考え方でちょっと違いがあるのかなとは思いますが、やはりこういったことが起こらないように、きちんと監事監査をしていただかなくちゃいけないという点からいえば、致し方ないのかなというふうにも思います。

(堀田分科会長) どうもありがとうございました。もしご意見がないということであれば、原案どおりとさせていただきます。と思います。

それでは、この後、再びNASVAにご入室いただきまして、評定結果を報告したいと思います。

(入室)

(堀田分科会長) 大変お待たせいただきました。本分科会の結論が出ましたので、私から代表いたしました報告させていただきます。

平成25年度業務実績評価につきましては、全23項目中S評価が4項目、A評価が19項目となりました。その結果、総合評定につきましてはA評価とさせていただきます。詳細につきましては、後日事務局から正式な評価調書が発送されるということでございますので、ご確認をお願いしたいと思います。本日はどうもお疲れ様でございました。

(鈴木理事長) ご審議ありがとうございました。

(堀田分科会長) 以上をもちまして、本日予定されておりました議事は無事終了いたしました。ご協力、どうもありがとうございました。では、事務局にお返しいたします。

(小守谷被害者保護企画調整官) 予定時間をオーバーするご熱心なご審議、ありがとうございました。本日の分科会の内容につきましては、冒頭に申し上げましたとおり、議事の公開についての方針に基づきまして、議事要旨及び議事録を作成の上、公表させていただきます。議事録の公開に当たりましては、事前に内容をご確認いただくため、議事録(案)を委員の皆様へ送付させていただきますので、お忙しいところを恐縮でございますけれども、ご発言内容のご確認をお願いしたいと思います。

以上をもちまして、本分科会を終了させていただきます。

なお、事前にお伝えさせていただきましたが、独立行政法人通則法の改正によりまして、平成27年度から独立行政法人の評価制度が変わることとなっております。詳細は不明でございますが、本分科会による評価としては最後になりますので、これまでの委員の皆様のご協力に感謝を申し上げますとともに、今後ともNASVAに対する叱咤激励を頂戴したいと存じます。本日は長時間にわたりご議論をいただきまして、どうもありがとうございました。

以上